

四つ木クラブ部費徴収規程（第5回改訂）

四ツ木クラブ（以下「クラブ」という。）の部費の徴収及び使途に関して、本規程に定めるものとし、部員全員に適用する。

なお、四つ木クラブ役員（以下「役員」という。）とは、会長・副会長・会計・総務（事務局）の役に就く部員のことである。

（部費の使途及び年度）

第1条

第1項

部員より徴収した部費は、別表の通りの費用のみに使用することができる。本部費は、葛飾区ソフトテニス連盟主催以外の団体戦・個人戦（東京都、他区 等）の参加費には使用できない。

第2項

クラブは、部員が葛飾区ソフトテニス連盟主催のクラブ団体戦以外の大会（個人戦、シルバーエンジョイ、ミックス 等）に参加する場合にその手続きを行うが、その参加費は部費とは別に実費（葛飾区ソフトテニス連盟に納入する金額）で部員から徴収する。

第3項

クラブの会計年度は、葛飾区ソフトテニス連盟に団体登録及び選手登録費納入が毎年3月であることを踏まえ、3月～翌年2月とする。

（部員の種類と応援選手）

第2条

第1項

部員の種類は、別表の通りとする。

第2項

各チームのキャプテンは、団体戦参加に際し、部員の参加人数が予め定員に対して不足すると判断される場合のみ応援選手を招集できる。

その場合、

- ・原則、申し込み締切日までに「葛飾区ソフトテニス連盟に選手登録するための情報」をクラブエントリー係に報告すること。
- ・やむを得ず締め切り日以降になった場合は、当該大会前々日までに「葛飾区ソフトテニス連盟に選手登録するための情報」をクラブエントリー係に報告すること。

ただし、各チームキャプテンは、部費の公平性を維持するために、同応援選手が同年度の殆どの団体戦に出場することがないように配慮しなければならない。従って、応援選手の希望により年度途中入部があれば特に配慮の必要はない。

(部員の入退部及び部費の発生時期)

第3条

第1項

部員は、その都合により単年度毎に入退部できるものとする。ただし、クラブへの入部及び退部は、それを希望する者が部員を通じてその意思を会長に申し出て、その承認を得る必要がある。

第2項

部費の納付は、クラブに入部した月より発生し、退部した月をもって消滅する。

(部費等の金額)

第4条

第1項

部員の部費の金額は、別表の通りとする。

第2項

応援選手を招集したチームキャプテンは、その応援選手から別表の費用を徴収し、会計に納入すること。

(部費の納入時期)

第5条

正部員の部費は、別表の通りとする。(団体登録費・選手登録費・団体戦及び個人戦参加費・保険料等をクラブが立替ることはできないため)

(部費滞納者の扱い)

第6条

毎年2月までに翌年度の部費を滞納している正部員に対して、会計は毎年3月初旬にその名簿を会長に報告しなければならない。会長は、部費が納付されるまで当該部員の選手登録を延期することができる。会計は部費滞納者から会計に部費が納付された場合、速やかに会長に報告し選手登録を行うこととする。

(年度途中入部の部費)

第7条

年度途中入部の部費の納付は、別表の通りとする。

(部費の返却)

第8条

部員は、①クラブ練習不参加、②葛飾区ソフトテニス連盟主催団体戦に不参加、③年度途中の退部は自由であるが、部費の返却は要求できない。その場合の部費は運営費に充当される。

(テニス保険の加入)

第9条

クラブはテニス保険に加入するが、

①テニス保険の団体割引を受けるには部員全員の加入が原則であること。

②保険への不正請求を予防する。

ことを目的とし、部員は原則テニス保険に加入する。しかし、別のテニス保険に加入済みである等の事情がある部員に配慮し、クラブは部員のテニス保険加入を強制しない。

テニス保険の加入及び保険料の納入は、別表の通りとする。

(クラブの解散)

第10条

クラブが解散する場合、解散のための諸費用を差し引いた残金を正部員の数で均等に分割し、返却する。

(部費規程の変更)

第11条

この部費規程は部費の徴収に関し公平性を保つためのものであり、必要に応じ会長が開催する部員総会にて過半数の部員に賛成を得られた場合は改定できる。

別 表

条 項	詳 細	備 考
第1条	<p>【部費の用途】</p> <p>①葛飾区ソフトテニス連盟団体登録費</p> <p>② 同 選手登録費</p> <p>③ 同 団体戦参加費 (春季・連合・秋季・リーグ戦)</p> <p>④運営費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・練習ボール代 ・ラインパウダー代 ・テニス保険料 (部員原則加入) ・クラブ活動のための物品購入代 (草刈り用具、コピー代、文具、等) ・その他クラブの役員全員が認める支出 <p>⑤香典及びお祝い等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お祝い 部員本人の婚姻 ・香典 部員本人、部員の配偶者、部員の実父・実母、部員の子供 	<p>【部費適用外事項】</p> <p>クラブ催物 (初打ち等で使用するコート使用料、忘年会、合宿、バーベキュー、等) は、参加者による別会計とする。</p>
第2条	<p>【部員の種類】</p> <p>①正部員 (通常)</p> <p>②特例部員</p> <p>クラブに物品により多大なる貢献 (大会賞品以外で部費以上の貢献) を行った者について、会長及び副会長からの推薦があった場合、クラブからの感謝の意 (特例) として、貢献があった翌年度の部費を免除する。</p>	
第4条	<p>【部費の金額】</p> <p>①正部員：年間8,000円を基準とし前年度の繰り越し金額により、毎年度調整 (役員による合議)。</p> <p>内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営費：下記費用の残額 概ね2,000円 ・選手登録費： 500円 ・団体戦参加費：春季 概ね1,500円 <li style="padding-left: 20px;">連合 概ね1,000円 <li style="padding-left: 20px;">秋季 概ね1,500円 <li style="padding-left: 20px;">リーグ戦 概ね1,500円 <p>②特例部員：上記部費を免除</p> <p>【応援選手の費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・葛飾区ソフトテニス連盟選手登録費 500円 	<p>【学生の部費】</p> <p>学生である正部員の部費は、連合大会に参加できないことを考慮し、年間7,000円とする。</p> <p>ただし、連合大会までに出場条件を満たし出場登録する場合は、参加費1,000円を会計に追加納入する。</p>

条 項	詳 細	備 考
第5条	<p>【部費の納入時期】 正部員は、毎年2月までに部費を会計に納入することを原則とする。事情があるために3月以降に部費を納める正部員は、事前に会計に部費納入期日を報告しなければならない。</p>	<p>【部費の納入方法】 ①会計に手渡し ②指定のクラブ口座に振り込み（振込手数料は振込側で負担する。）</p>
第7条	<p>【年度途中入部の部費】 年度途中で入部する部員は、次の通り部費を会計に納入する。</p> <p>①3月～8月入部：下記合計額（500円単位）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営費 2,000円～ ・選手登録費 500円 ・開催前の団体戦参加費合計 <ul style="list-style-type: none"> 春季 概ね1,500円 連合 概ね1,000円 秋季 概ね1,500円 リーグ戦 概ね1,500円 <p>②9月～2月入部：下記合計額（500円単位）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営費 1,000円～ ・選手登録費 500円 ・開催前の団体戦参加費合計 <ul style="list-style-type: none"> 秋季 概ね1,500円 リーグ戦 概ね1,500円 	<p>【部費の納入時期】 年度途中入部の正部員は、速やかに部費を会計に納入する。選手登録は部費納入後とする。</p>
第9条	<p>【テニス保険加入】 加入希望者はその旨を会計に報告し、会計に実費（保険料）を納入する。</p>	<p>【実費額】 毎年保険料が変わるため、一律1,500円を納入してもらい、差額を運営費に充当する。</p>

附 則

この規程は、平成23年4月1日より適用する。

この規程（第1回改訂）は、平成25年4月1日より適用する。

この規程（第2回改訂）は、平成27年4月1日より適用する。

この規程（第3回改訂）は、平成28年4月1日より適用する。

この規程（第4回改訂）は、平成30年2月1日より適用する。

この規程（第5回改訂）は、令和元年5月19日より適用する。